

申請期限が【9月30日】まで延長になりました

宮古市 宮古市事業者等職場環境改善推進事業費補助金

国の重点支援地方交付金活用事業

～物価高騰の影響に対し、職場環境の改善により事業継続、雇用継続を支援します～

補助金額

上限 50 万円

※1 事業者につき申請は 1 回のみ

補助率

補助対象経費の 2 分の 1

(1,000 円未満切り捨て)

対象者

市内に店舗または事業所を有し、事業を営む法人、

個人または商店街振興組合などで、公務を除く全業種

(ただし、資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人を対象とする。個人の場合、農林漁業及び不動産業は対象外。)

対象経費

事業所内の従業員のための職場環境の改善に対する経費(消費税を除く)

(ただし、市内事業者による施工に限る。) ※事業例は裏面をご参照ください

申請受付

受付期間：令和 8 年 1 月 19 日 (月) から令和 8 年 9 月 30 日 (水) まで

※予算額に達し次第終了

午前 9 時～午後 5 時 (土日祝日を除く) 場所：宮古市役所 2 階企業立地推進課

必要書類

- ①交付申請書(様式第 1 号)
- ②補助事業計画書(様式第 2 号)
- ③設計図書、見積書の写し等、経費の根拠が確認できる書類
- ④工事の着手前又は備品の購入前の現況写真
- ⑤事業所の整備計画図 ※工事を行う場合
- ⑥カタログ等の備品の仕様が確認できる書類 ※備品を購入する場合
- ⑦法人の登記事項証明書や確定申告書等の写し
- ⑧不動産の登記事項証明書又は固定資産税納税通知書 ※事業所を所有する場合
- ⑨所有者の承諾書及び賃貸借契約書等の写し ※工事を行う場合で事業所等を借用の場合
- ⑩申請者(代表者)の本人確認書類、振込口座の通帳の写し



補助金の HP
はこちら。
申請書等もダ
ウンロードで
きます。

事業の流れ



※事業実施前に資料を準備のうえ申請書を提出してください。交付決定前に発生した経費は補助対象外です。

申請の内容と異なる事業や虚偽があった場合などは補助対象外です。

実績報告の期限は **令和 9 年 1 月 20 日 (水)** です。

事業清算後、速やかに必要書類を添えて、市に実績報告書を提出してください。

お問い合わせ

宮古市商工労働観光部企業立地推進課(市役所 2 階)

電話：0193-68-9089、0193-65-7072 FAX：0193-63-9120

Mail：kigyo@city.miyako.iwate.jp

下記の対象事業は一例ですので、実施したい事業があり、
対象かご不明の場合は、お問い合わせください。

～こんな事業が対象です～

就業場所の衛生環境などの環境改善事業

○従業員のトイレの設置や改修等

例：小便器や和式便器の洋式便器への交換、トイレ内の間仕切りの設置など

○従業員の休憩室や更衣室などの設置等

例：使用していない部屋を休憩室などへ改修する

従業員の数に対して更衣室が不足しており、拡張をおこなう

成功例：休憩時間にトイレの待ち時間が減少し、休憩を多くとれるようになった
休憩室が出来、休憩時間を職場内で過ごせるようになった

従業員の身体的負担軽減等による環境改善事業

○バリアフリー化改修工事等

例：事務所や作業場所などの段差解消等

急傾斜の階段を緩和する改修や手すりの設置等

成功例：移動時間が短縮され作業効率が上がった。就業中、危険な作業がなくなった

就業場所の室温管理等による環境改善事業

○事務所等の遮断設備、保温設備等の導入

例：職場の高温、低温対策の遮熱、保温、塗装等の工事による室温管理等

○事務所内の空調設備等の導入

例：室温環境が安定しない事務所等への空調設備の導入による室温管理

成功例：室温が安定し作業効率が上がった

室温が安定したことにより光熱費が減少した

※既存設備の単純な更新は対象外（老朽化に伴う設備更新）

※汎用性の高い備品等は対象外

— その他の事業やご不明な点は下記にご相談ください —

お問い合わせ

宮古市商工労働観光部企業立地推進課(市役所2階)

電話：0193-68-9089、0193-65-7072 F A X：0193-63-9120

Mail：kigyo@city.miyako.iwate.jp